

埼玉県地域保健医療計画の一部を変更しました

埼玉県では、医療法に基づき、保健医療に関する総合的な計画として「埼玉県地域保健医療計画」（第7次：平成30年度～令和5年度）を定めています。

このたび、令和4年2月定例県議会の議決を経て、同計画の一部変更を行いましたのでお知らせします。

1 変更の趣旨

医療法や現行計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行うもの。

2 変更後の計画期間

令和4・5年度

3 変更の考え方

- (1) 医療法などの規定に基づく見直し
- (2) 平成30年の計画策定後の状況変化に伴う見直し
- (3) 他計画との整合を図るための見直し
- (4) 目標達成状況を踏まえた見直し

4 変更後の計画の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/iryou-keikaku/keikakunaiyou.html>